



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆高齢者を皆で守りましょう！！
- ◆ひとりのできる！クーリング・オフ
- ◆洗剤などの誤飲に気をつけてください
- ◆身に覚えのないアダルトサイトの請求にご用心



9 September
月号

第54号



高齢者を皆で守りましょう！！

9月15日（月）は敬老の日。長い間社会につくしてきた方々を敬愛し、長寿を祝う日です。日頃の感謝を込めて、プレゼントを贈る方もいるのではないのでしょうか。

さて、高齢者の消費者被害は年々増加しています。その被害を防ぐためには周りの方々の見守りが肝心です！手口を知って、皆で被害防止に努めましょう！

利殖商法

ある業者が販売する社債や未公開株を、別の業者が「選ばれた人しか購入できないので、代わりに購入してほしい。倍で買い取る」などとウソを言って消費者を勧誘し、お金をだまし取る手口です。東京オリンピックやIPS細胞など話題の事業の株だったり、実際にそのパンフレットが届いたりします。また、「名義貸しは犯罪だ」などと言って弁護士などになりすまし、和解金を要求したり、被害者に対して「被害を回復する」などと持ちかける二次被害も増えています。

点検商法

無料でふとんや屋根、床下などを点検すると自宅に訪問し、「このまま放置したら大変なことになる」などと言って消費者の不安をあおり、高額な契約を取り付けます。見せられた床下などの写真がにせものだったり、工事でも除湿剤を置くだけだったり殺虫剤を散布するだけだったり、ずさんな場合があります。

アドバイス

- 必要のないものは**キッパリと断りましょう。**
- 業者の話をうのみにせず、**契約する前に家族や周りの人に相談しましょう。**
- 見守る皆さんは、高齢者の生活に変化がないか**見守り、相談機関につなぎましょう。**
- 1人で悩まず**最寄りの消費生活相談窓口へ**相談しましょう。





ひとりでできる！クーリング・オフ

皆さんはクーリング・オフという制度をご存知ですか？

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味で、訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、**一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度**です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったこととなります。

「契約は守らなければならない」とする原則の例外です。

●こんな契約はクーリング・オフできません●

お店で商品を購入したり、通信販売を利用した場合にはクーリング・オフ制度はありません。不意打ち性がないからです。購入する前に本当に必要な商品かよく確認しましょう。

また、3,000円未満の商品もクーリング・オフすることができないので、注意が必要です。

※通信販売に関しては、返品についての説明がない場合、商品などを受け取った日から8日以内であれば、契約を解除して商品を返品することが出来ます(返品の送料は購入者負担)。

クーリング・オフができる期間・取引

取引内容	期間
・訪問販売 ・アポイントメントセールス ・資格商法 ・電話勧誘 ・キャッチセールス	8日間
・マルチ商法(ネットワークビジネス) ・内職商法	20日間

※他にもクーリング・オフできる取引があります

クーリング・オフしてみましょう！！

- 1、クーリング・オフの通知は書面で行います。
⇒ハガキでOKです！
- 2、上記の記載例のように書きます。
⇒自分の印鑑や電話番号は必要ありません。
- 3、はがきを出す前に必ず両面をコピーし、証拠として保管しましょう。
- 4、はがきを出すときは、送付記録が残る「簡易書留」か「特定記録郵便」で送りましょう。
- 5、はがきを出した日が契約解除日になります。

※クレジット契約をした場合は信販会社(クレジット会社)にも通知を出しましょう。
※商品は勝手に送り返さないようにしましょう。

契約解除通知

私は、貴社と次の契約をしましたが解除します。

契約年月日

契約会社名・担当者

商品名

契約金額

すでに支払った代金
商品は早く引き取ってください。
円はすぐに返金してください。

氏名

住所

平成 年 月 日

自分の住所氏名

契約内容

既に支払っている金額があったら書いてください

洗剤などの誤飲に気をつけてください

子どもや高齢者による洗剤の誤飲のニュースをよく耳にします。家族や周囲の方も製品の使用や保管に十分注意を払い、事故を防止しましょう。

子どもが洗濯用のパック型液体洗剤をゼリーと間違えて口に入れてしまった。



茶渋を取ろうとマグカップに漂白剤を1 cmほど入れて、そのまま外出した。帰宅後、そのことをすっかり忘れて、そのマグカップに牛乳を入れて飲んでしまった。

アドバイス

- 5歳くらいまでの子どもは、口の大きさより小さい3~4 cm程度以下の物ならなんでも口に入れてしまう可能性があります。
- 子どもの口に入る大きさの物は手の届かないところにしまうようにしましょう。
- 高齢者の誤飲の多くは、洗剤を飲料と間違えて飲んでしまったケースです。
- 洗剤や殺虫剤、ガソリンなどをコップやペットボトルなどに移しかえるのは間違いの元です。やめましょう。
- 洗剤などは飲んだ量や、飲んでからの経過時間によって対処法が違います。医療機関や情報センターに相談しましょう。

中毒110番 072-727-2499 24時間受付

身に覚えのないアダルトサイトの請求にご用心

宮城県内の高校生がアダルトサイト運営会社を名乗る男に現金25万円をだまし取られる事件が発生しました。

「未払いのコンテンツ利用料がある」「今日中に連絡がなければ訴える」など突然連絡が来て、不安を煽りお金を支払わせます。自分の情報が表示されているメールが届く場合もあり、たくみに消費者を信じ込ませます。

また、解決先を探そうと「消費生活センター」で検索すると、広告に似たような名前の業者が出る場合があります。焦ってそこに電話をすると、解決に金銭を要求される場合があるので併せて注意が必要です。

✿ アドバイス ✿

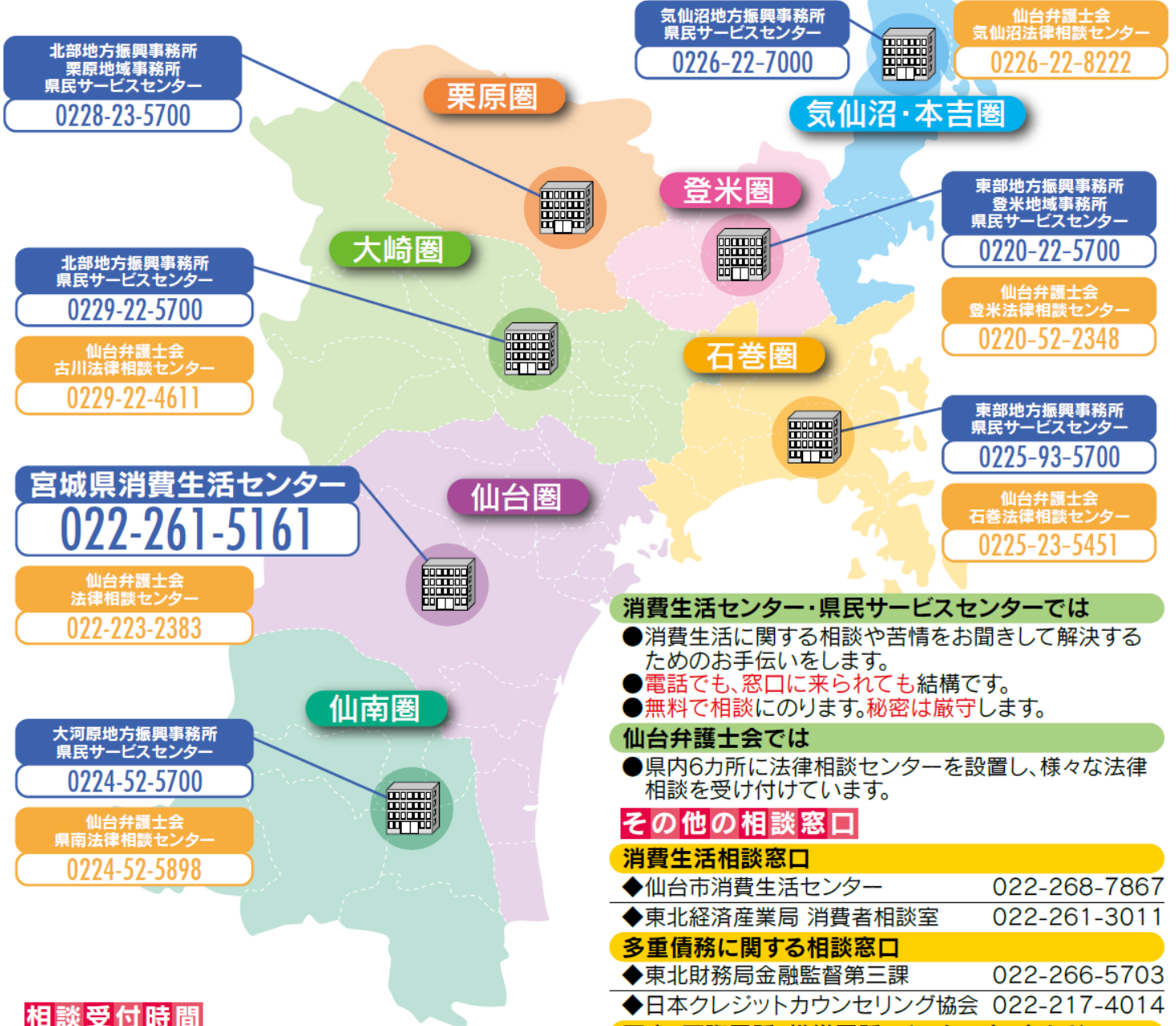
- 身に覚えがなければ、相手に連絡せず無視しましょう。
- 請求された内容に不明な点があったり不安な場合は、記載された連絡先ではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 相談窓口を検索する際も、見つけた窓口に慌てて連絡するのではなく、きちんとよく読み正しい情報か判断しましょう。



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 にしよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

◆各地方振興事務所
県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

